継続自由金利型定期預金規定

(大口定期預金)

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

1. の 2(自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下この預金という。) は、証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。 ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるもの とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下、2.(1)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という)および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下「約定利率」という)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の 残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの 預金の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あら かじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金 に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当金庫所定の 払戻請求書 に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに、提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次ぎの利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息額との差額を清算します。
 - ① 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、解約日における普通預金利率。
 - ② 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次ぎのAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)のうち、最も低い利率。

A 約定利率 — 約定利率×30%

(基準利率-約定利率)×(約定期間-預入期間)

B 約定利率 —

預入期間

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日(継続したときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫の店頭に掲示する利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその 効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することに より、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 (R2.4.1.改定)